

第17回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成30年10月15日(月) 午前10時00分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 議員の政治倫理に係る検討案について

(2) その他

4 その他

5 出席委員(10名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
4番	長谷川孝君	5番	佐藤重陽君
6番	鈴木好彦君	7番	川村敏晴君
8番	尾形修平君	9番	竹内喜代嗣君
10番	渡辺昌君	11番	平山耕君

6 欠席委員(1名)

3番 本間清人君

7 委員外議員

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(平山 耕君) 開会を宣する。

協議事項(1) 議員の政治倫理に係る検討案について

平山委員長 協議事項の(1)議員の政治倫理に係る検討案についてを議題といたす。事務局から資料の説明をお願いいたす。

事務局 局長 お手元の資料をご覧いただく。一枚ものである。議員の政治倫理に係る検討(案)ということで先回までのご議論については倫理条例の中に謳いこんでみてはどうかということと、申し合わせみたいなことであろうかということの2本立てでお示したところ、まずは基本条例に謳いこみということだったのでこの案を作ってみた。こちら議員の政治倫理ということで、第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない、というこの項目に対して、2項として、議員は、市から活動や運営のすべてに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表者、理事、監事その他役員には就任しないものと

すると、就任しないものとするという言い切り型のものである。ご議論の中でも100%補助金で運営している団体とあったので、逆の言い方として運営のすべてに対して補助金助成金の交付を受けているという言い方をしている。ただ、その下に検討点として挙げさせていただいたものが一つ目の丸が、こちら案は就任しないものとするという言い方だったが、これを今までご議論いただいていた倫理条例のご議論の中でも上位法との関係でこれが努力義務のような言い方にしなければならないのではないかとということも議論の途中ではあったが、あったわけである。例えばそうであるならば、これを就任しないように努めるというような言い方がどうだろうかということ、ただ条例であるのでストレートな言い方でいいのかということもあるが、ここに記させてもらった。もうひとつの丸がであるならば倫理条例に謳いこむのではなくて、議会内での申し合わせ事項として定めたらどうだろうと。することによって倫理条例であれば条例であるので、議会にかけて改正ということになるわけであるが、議会内のあくまでも皆さんの一致をみた申し合わせとしてあるわけなので、それは手続きが議会内で収まるということである。以上である。

平山委員長
長谷川 孝

ただ今の局長の説明について質問あればどうぞ。

例えば検討点として、上位法との関係というのはわかるが、就任できないとはできないのか、本当にできないのか。

事務 局長

ご質問のとおり疑念が出ると思う。私のほう、結論をいただいたわけではないがもうひとつの資料、ホチキス止めされているものと一枚ものの資料のほうをご覧ください。一枚ものの資料が、議員の兼職兼業の禁止である。これは地方自治法、右側の四角をご覧ください。丸で兼業の禁止とあって、地方自治法で92条の2項とある。議員は次に掲げる業に従事することはできないとされているほか、議員在職中にこれらの業に従事していると議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされているということである。いわゆるここで言っているものが、その下の図にあるとおり、請負のことである。これが請負としては禁止されているということ、右のほうで請負人、請負人の支配人、下にある主として同一の行為をする法人等々あるわけだが、個別具体的にはまた92条のそのものが左側のほうでこれらについては委員等だめだとあるが、この委員には該当しないし、いわゆる兼業の禁止の92条の2項にも該当しないものであるというふうに考えられるところである。もうひとつホチキス止めのほうをご覧ください。今までも兼業の禁止については、その取扱いについて様々におっしゃられる意見もあったが、今年4月25日に総務省自治行政局行政課長から通知がきている。地方議会に関する地方自治法の解釈等についてということであるが、こういったことに対して議会の長及び議会の議長に対して周知するようにということで県を通して市町村にも配られているというものである。中ほど下の1 地方自治法92条の2等の解釈についてということである。こちらを読んでいくと、同条の請負はということ5行目である。広く業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約を含む一方、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、同条の請負に該当するものではないと解されます。また、議員又は議員が無限責任社員等を務める企業等が、当該地方公共団体等から同法第232条の2の規定による補助金の交付又は同法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けることについては、前者は補助金の交付だが、贈与に類するものであり、後者は議会の議決を経た上で指定

管理者の指定であれば、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行うものであり、特段の事情がある場合を除き、いずれも当該地方公共団体と営利的な取引関係に立つものではないため、同法第92条の2の請負に該当するものでないと解されます。ということであるので、これをもってすればいわゆる補助金等に該当しない。いろいろ申し上げたがこれらのことを考えたときには地方自治法でもって否定されていないものはだめだと言われていないものについて、議会の持つ基本条例でだめだというように言い方をしているものかについては、全国市議会議長会にも確認をした。回答というのが残念な回答ではあるが、いわゆる基本条例について、倫理については市議会議長会で取り扱うものではないということが1点、議長会として言えるのは、それらのことについても含めて、議会で検討してお決めになったらどうかというお話があったし、またそうであれば、むしろ県のほうにお聞きになったらどうかということであったので、県庁のほうに聞いて伺ったところ、法制定の関係なので即答できないという回答が今のところである。私の説明も歯切れの悪いものだが、これがいいか悪いかという判断が即答できるものでないということである。今時点であれば、事務局の考え方として申し合わせとしてはどうだろうかというのは考えているところである。

長谷川 孝

今言った地方自治法92条2は請負の禁止についてだよ。この中で、議員はというところに一部調べてみたが、議員はというのは合議体の一構成員に過ぎないため、地位を利用して私利を図る危険性は少ないというふうに出ている。要するに合議体の一構成員だと。現に今回の前の話して申し訳ないがまちづくり協議会の一構成員が、自分の私利、自分の保険に入ってくれなんていうこと自体は私の利益を追求している以外の何物でもないだろう。こんなのははっきり言えば問責のくらいがあるよ。そういうのも含めて、合議体の一構成員だから地位を利用して私利を図ることはできないというのが現にあった。そういうことをなんで決められないか、村上市議会としてきちんと決めたほうがいい。今県についても国についても、全国市議会議長会なんかについても判断できないと言っているのなら村上市議会が先頭きって判断すればいいじゃないか。

事務 局長

今ほどおっしゃっていただいた内容についてちょっと今即答できないが、他の条例の謳いこみだとか禁止されていることについてすでに規定があれば、ここに謳いこまなくてもいいのかなと思う。ちょっとそれも調べてみたいと思うが、ちょっと即答できない。

佐藤 重陽

基本条例の問題に関わってくるが、本来市の条例で考えてもらえばわかるが、ポイ捨て条例なんか、東京都なんかそうだが、罰金とか犯罪になる。市の条例でそこまで決めるだけの本来力がある。市の法律として、市外に出ていったら関係ないことだが。今基本条例の中に謳うということは、この基本条例の中にはあるが、この村上市議会の最高法規としてこれを認めているわけじゃないか、議会基本条例というのを。そうなったときに議会条例の中で謳いこんでいくことでいいわけであって、地方自治法、県の話も今出たが、本当にその中の解釈で入らないだろう。しかし村上市民にとって、また村上市議会としての常識的な考え方、今の村上市の問題抱えたときに地方自治法でそこまで問題にしきれない細かいものは議会基本条例なり、政治倫理条例の中で謳っていくしかないのかなと。できたらその政治倫理条例はいいけれど、基本条例の中で謳うところでいいんでないかと前回話になったわけだし、私は出来る出来ないというよりも村上市の議会基本条例の中ではこれが議員としてのひとつのルールだと申し合わせというよりは、議会としてのルール、法律としてこれがあっていいので

はないか、決まりごとがあつていいんでないかということで、申し合わせなんて表現よりも議会基本条例の中で謳いこむことでそれはクリアできるんじゃないかなど。もうひとつ、今これ全国的に広がっている運動だそうだが、ここで検討点として、就任しないものとする、また就任しないように努める。実は全国的に基本条例抱えているところの問題で理念条例から実践条例に移すべきだと。作ったときの基本条例なんては確かに理念条例でひとつの憲章的なもので飾りだったかもしれないが、今は具体的に議会として普段の日常の中で使う行動としての実践条例に変えてきているんだと、そういう中で一番最初に出てきたのは何々からに努めるという言葉は基本条例から抜いていくべきだというのが、ひとつの基本条例を抱えている、基本条例を謳っている都市の市長村のひとつの考え方だと出てきているので、私はそういう意味では中途半端なところでやるからまた言葉の意味でひっかかるかひっかからないかなんて話をしなきゃいけないからある程度、村上市議会としては例えば就任しないものとするというような断定的なもので決めていかないとまたややこしいことになるのかなという気がしている。

板垣 一徳

法律は詳しくないが、昔から憲法は縦に読め、法律は斜めに読め、あるいは規則条例は横に読んでもいいという言葉がある。これはどういうことかということ、憲法で定められたということは曲げることはできない、全て日本国民である限りは。それで今地方自治法という法律がある。法律というのはたくさんある。私どもが関係しているのは地方自治法で全てを集約されて地方自治法で収まっていると私は思っている。その中で局長にちょっと聞きたいが、私ども基本条例の中にこれを入れるということは、私は先回も賛同しているし、そういう方向でいこうということで会派でも基本条例の中に入れたほうがいいということはみんな一致をしているものだと思うが、今地方自治法で定められている違反、今説明を聞いていると県も議長会もこの国も指導が地方自治法に定められているから、そのことを強固にこういうふうにならなければならぬというものになっているものをしないものにするということを私ども基本条例に入れた場合、地方自治法との関係はどうするのだ。

事務 局長

今回、県と市議会議長会に聞いた質問というのは、地方自治法にだめだという規定のないものについて、その会のものでだめであると定めた場合にそれはいかがなものだろうかという聞き方をした。そのやり取りの中で私もう1点聞いたのは、例えば地方自治法上だめだという規定のないものに対して、市議会の条例でだめであるとして、であればだめだということをもって、ある議員がそれは裁判となったときに、どういう結果になるだろうかという話をちょっと申し上げたところである。そうなったときに法律上それは規定は出来ない、だめだということは出来ないということになったのであれば、この基本条例自体がどういう位置づけになるのだろうかということを含めて聞いたわけだが、それは法の制定の関係なんで、すぐ即答はできないという話になったわけである。今のお話で、じゃあ定めて悪いのかということまでの返答は受けていないところである。

尾形 修平

これ議論の分かれるところだと思うが、政治倫理に2項を加えて、就任しないものとする、及び就任しないよう努めるを仮にやったとしてもそれに対する罰則に関しては、こちらの92の2でいわゆる議員の3分の2で失職するということに俺はつながると思う、最終的には。表現の仕方なんてのは俺はどっちでもいいと思う、はっきり言って。そんなにこだわらなくても。俺はしないものとする、でも全然問題ないし、しないように努めるでも問題ないと思うので、表現の仕方なのでこの基本条例の前の条

例を見ても努めるようにするという文言はかなり入っている、この条例の中に。それは表現の仕方であって、議員各自の個々の考え方なんで最終的に罰則となれば、92条の2のやつで失職を求めるところまでいくということになれば、それはそれになっちゃうので、そこに特別こだわらなくてもいいのかなというような気はする。

板垣 一徳 就任しないものとするというふうに基本条例もそうである。なるべくそういうところには努めないようにするというやわらかに、地方自治法にさわらないように全てあの条例はできている。だからあんまり強固なものを基本条例に入れると、議員そのものが悪どいことをすれば失職させようが、それは議会の問題であるからできることは間違いない。100条も作られるし、あるいは問責もできる。だからその辺のことは私はあんまり村上市の条例の中に厳しいことを入れると、今まで作った基本条例とのバランスが取れないんじゃないかということを心配している。

尾形 修平 同感で、だから表現に関しては、これを今、就任しないものとするを就任しないように努めるに変えたとしても私は全然問題ないのではないかということをお願いしたい。

長谷川 孝 92条の2は、例えばの話、法人の無限責任社員とかそういう問題だよ。はっきり言えば、取締役をやっている入札に会社が参加してなにかってという問題、俺が言っているのはそうではないわけ。具体的にどういう形で入れるかわからないが、補助金100%のところには、委員であろうと、就任できないものとするってなればできないものにするっていうことは、じゃあ法律的にはできるということにもなるわけだ。それを今までずっと主張していたのが、川村委員でしょ。そうすればなんら進歩がない。俺はだから別に92条の2の法人の問題とかそういうことを言っているのではない。議員がまちづくり協議会等に就任できるのが、役員だったらだめだけれど、委員だったらいいということ自体が補助金100%のところに入るのはおかしいのではないか、その部分に関してはやっぱりできないとすると、努めるとかそういうのでなくて、できないというふうにしてもらいたいということをお願いしているだけ。

尾形 修平 今の議論の中で、役員仮に委員だとしてもその団体から報酬をもらっているもらっていないもひとつの議論の点があると思うし、例えば私もNPOのトライアスロンの副理事長をやっているが、行政からはお金は一切もらっていないけど、支援は受けているよね。そういうのを細かくやっていると、例えばいろんな団体がある。補助金が入っている団体すべてがそうだってことになると思うと多分皆さんかなり影響が出てくると思うので、そこまで縛るのか、それとも報酬をもらっているのがいけないのか。

長谷川 孝 前々から言っているが、まちづくり協議会の委員等は、何でだめなのかと何回も言っているでしょ。何でだめなのかって今までの事例によってだ。報酬ももらっている、たしかに調べればわかるように少ない金額かもしれないけど。ほかに100%となれば前々から言っているけど、我々議会のほうの議員があいさつしないといけない。逆の立場なんだよ。そういうのに何でこだわって法律に関係ないから居座らなきゃだめなんだというのがおかしいから今までずっとそれはやめてもらいたいと言っていたわけ。例えばの話、尾形さんが言うように何でもだめだとなれば、俺だって文化祭に11月3日、文化の日のときに岩船の歴史全部調べて、それで俺が代表じゃないけど。他の同級生を代表にして4万円もらって文化の日に発表会やる。それもだめだとなるのではない。

尾形 修平 それを条例の中で謳いこんで、例えばこれ就任しないものとする、就任しないように努めるだけじゃなくて、今長谷川さんがおっしゃることをこの中で入れようとするとかかなり縛りがきつくなってくると思うので、私は逆に表現としては努めるにしておい

たほうがいいのじゃないかなというふうには思う。いっぱいある、そういう団体に役員やっているって。

長谷川 孝 旧村上市のときも、十何年近くも前のことだけこの議論したことがある。そのときにいっぱいあるというから調べたらそんなになかった。イヨボヤの里開発公社の評議員、それと何々と何々とか、例えば消防の今で言う方面隊長など、そういうのとななくて3つか4つで、それだったらやめればいいという話になった。そんなものだった。だから1から10まで全部だめだと言っているのではなくて、自分たちで出した中でやっぱりこれだめだねと言ったらだめだったらだめにすればいい。ただそれだけの話。

佐藤 重陽 私はあいまいなところが一番問題なんで、ひとつには努めるという言葉は基本条例から基本的に抜いていく努力をしなければならない。もうひとつ考えなきゃいけないのは今のこの話になればこれちょっとどこに出てくるか私も忘れたけど、そういう役職についているときは議長に届け出るようなシステムがあれば問題ないのではないかな。自分の請け負ってきている役職というものがなんなのかそれを議会に提出することによってそれが最初の入口のところで、整理できるんでないかなという気もするのであまりあってもなくてもいい条例になるのであれば、やっぱりかなり理念条例から先に行けないわけだし、条例が本当に条例として維持していくためには少し言葉はきついかもしれないけど実際にはじゃあそれほど言葉がきつような縛りになるのかというのは決してそんなに違いはないはずだから、そのことに言葉のことに怯えるよりは、だめはだめよしはよし。だめとは言うけどこれは違うんじゃないかということが、逆にここに議題として話しあえればいいわけであって、最初から曖昧してしまうと最初からなくてもいい条例だし、だめとは言っていないからいいじゃないかみたいに扱われても困るので、その辺基本条例は基本条例としての村上市議会としての最高法規だということになっているわけだからそれだけの重みは我々議員、議会にはあってもいいんじゃないかという気はする。

板垣 一徳 佐藤委員の言うことは、よくわかるが基本条例に該当しなければ議会で問題視せざるをえない。今までの基本条例の文章を見ると努めるという言葉が多い。それは長谷川さんが基本条例作るときの委員長ですよ。長いこと私ども4年かけてやった。だからそのときはなるべく基本条例はあんまり地方自治法に触れるようなことを入れるということで指導も受けたし、そういう文にやわらかくした。私は基本条例に反するような言葉を入れると、地方自治法に真っ向から反対するようなことを基本条例に入れるべきでないんじゃないか。ただ努めなくてもこれは議会で問題視しないといけない。基本条例に違反した人は。ただこの条文で刑罰が決まるのではない。私ども議会の中で議員が決める。基本条例を守らない場合は。どこへ上がっていくものではない、警察にいくとかそういうものでない。だからそんなに今までの基本条例からみてもそこはそんなに無理してそこだけを強くしなくても、しっかり私どもがこれだけ心得て基本条例を見て読んでいるのだから、お互いに議員たるものが認識を一緒にすればいいことなんじゃないかと私は思う。

佐藤 重陽 ある意味で同じことを言っているのであって、基本条例という意味、扱いを考えたら私は逆に言えば紛らわしい言葉よりはこっち右にとれるか左にとれるかという言葉よりはこれははっきり左だととれることにしておいて、ここでもめばいい話、議会でもめばいい話じゃないかということをもっと提案しているつもりだし、それが基本条例は平成18年に初めて提唱されたわけだが、それから10年が過ぎて、できた当時は理念条例でいい。今村上市にある基本条例というのははっきり言って理念条例である。理

念条例から少し脱皮する時期がきているというのが今の基本条例の位置づけだと思う。その流れがいつまでも基本条例の理念条例のところに置いておくじゃなくて、やはり実践に即した条例に生かしていくためには、言葉は中道政治が左になるかもしれないが、かといってそれが左だからといってそれがいうように会議規則もあれば、地方自治法もあるわけだから、その辺の判断の中で機会の中で判断をすればいい。それに触れる触れないというより、ひとつの基本条例は村上市議会の市議会議員として市議会の縛りの最高法規だからその中のものとして、よりはっきりしたほうがいいのではないかな。だから板垣委員と同じ基本的な考え・・・。

平山委員長 言うことはわかった。次の申し合わせとして定めるといのはこれについてどう思うか。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 あとはいい。話して。

竹内喜代嗣 私は佐藤委員や長谷川委員の言うようにかつての村上市議会の申し合わせもあったようだし、基本条例が実践条例に進化していくべきだというのは先進的に基本条例制定したところはそういうふうに向かっていると思う。この案の中に出てくる就任しないものとするというのがいいのか、就任しないように努めるというのがどちらがいいかと問われれば、就任しないものとするというふうにされたほうがいいと思う。

尾形 修平 さっきの長谷川委員の議論の中で、事務局が作った22条の2見るとその他役員には就任しないものとする。役員に就任しないで委員でいるんであったらその会に入っているもいいのかっていう解釈だよね。それは長谷川委員、いいのか。

長谷川 孝 悪い。

尾形 修平 悪いんでしょ。これも直さなきゃない。

長谷川 孝 もういいわ。同じこと何回もやっていたから皆さんが結論出ないんだったらしょうがない。

尾形 修平 そうじゃなくて、前回そういう議論があって前回の委員会的时候に長谷川委員が指摘して川村委員がまち協と体協の役員をやめましょうという話になった。それはケースバイケースで今後例えばこれをどのような表現にしてもそういうケースが出たときに皆さんにまた諮ればいいのであって。俺はそれでいいのでないかって、さっきも言ったように件数が少ないのであればケースバイケースの対応をして、その時点での判断を委員会というか議会として。

長谷川 孝 いいんだけど、俺が言っているのは役員をやめれば委員でいいのかという問題、100%の報酬ももらって自分の内職もして、それでいいのということを言っている。まち協は100%なんだからその委員としてはなるべきでないというのをずっと言っていたわけ。委員だったらいいのというのは間違いなんではないかということ。

事務 局長 先ほどからご議論いただいている中で、論点が2本あるような気がするが、一番最初のほうで長谷川委員さんからこれは問責にもあたるといような重い発言があったわけである。いわゆる商売ということ、それとまた役員に就く就かないかは別項目ではないかなと思った。商売が問責にあたるかどうかは今次長が調べているが、例えばこの基本条例にしても第3条のところの議員の活動原則の6号においても、高い倫理観をもって誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任をもつこととあるわけだ。議員はこのように活動しなければならないのにそれに反するような行動をするということはそこでもって規制かかるわけだし、そのほかのところでも法律とかそういったことで謳いこみがないのかというのは、先ほど尾形委員がおっしゃっているように問

題があれば議会で問題にしてそれを皆さんで検討されて、いろいろなやり方あるにしても決議もあるし、法令に則った先ほどの資格決定のこともできるのかなと思うので、分けて考えたほうがよろしいかなと思う。前回の記録を読み直してみても、前回まではその役員についてはおりますということで皆さんの同意を得たところであったので、新たに委員についてもということになると、またご議論いただきたいところであるし、先般までの議論の中でもそういったことでどんどん議員さんの活動を狭めていったときに各団体の活動が成り立つのかということとか、そこまで狭めてもいいのかということも将来の議会に関わることであるのでご検討いただいて、商売についてまた別途話もできるのではないかなと思うのでお願いします。

川村 敏晴 今事務局長の言ったとおりである。前回、役員としてのを辞職しろというふうなことであるのでそれについては9月末付で肅々と手続きをとらせていただいた。

長谷川 孝 事務局長からその後電話があって、さかのぼって委員も辞めたと言っていた。だから我々今日出てきた。委員やめていないんだったら我々退席する。

川村 敏晴 役員として扱いが局長と内容確認したら、とりあえず委員であることも役員というふうに見られる可能性があるということなので、一般参加というような格好ですということである。

事務 局長 まち協の作り込みについては、その規約も含めてももとの立ち上げがそれぞれの地区において考えた、それぞれの地区において一番いいものを作ってくださいということだったので、おそらく皆さんの各地区のものと荒川のまち協の組織体制の作り方って違うところがあるかと思う。今回のまち協については、各部会というのがあって、その部会の部会長に川村敏晴議員がついていたということである。この部会長をやめるということで先に考えが及んだもので部会長をおやめになったわけだが、そのまま部会員ということになる。部会員についても規約上は報酬も払われるので、役員等ということになる。部会員も役員にあたるということが確認できたので、であればということではさかのぼった形でおやめになられたということであった。じゃあまち協に関わる関わらない、他のところと違う点が一般の委員というものが住民参加になる評議員というものがあるわけだが、そこら辺にしかあたらない。それについては、川村委員になっていないということなので、まち協を抜ける抜けないということは今川村委員から発言あったわけだが、今の状態であればまち協に関わっていないという状態だろうと事務局では思っている。

川村 敏晴 まち協が主催するイベント等に自主参加することは特に問題ないだという判断したがいかがか。

長谷川 孝 議員がまち協で例えば野球やるから審判お願いできないかと言われたら喜んでやればいいじゃないか。俺だって頼まれていることいっぱいあるよ、まち協に。そういう問題じゃないの。委員とかになってその内部からものごとをやらなくてくれと言っているわけ。それに関してはやめたんでしょ。だって9月末にさかのぼってやめたって、俺は局長から聞いたから、今日・・・

川村 敏晴 局長に確認してもらってもいいが、体協、まち協の9月末で役員は辞めているということで各事務局の確認はしてもらっていると思うが。

事務 局長 はい。
(何事か呼ぶ者あり)

委員長(平山 耕君) 休憩を宣する。

(午前10時43分)

委員長(平山 耕君)再開を宣する。

(午前10時55分)

事務 局長 議員が身分を失うというのはどのような場合かということで調べたところ、議員がその身分を喪失することとなる事由は、1としては議員の任期満了による場合と、2として任期途中で身分を失う場合があるということで、その任期途中については本人の意志に基づく辞職とその他、法律の規定に基づき職を失うということであるので、法律については公職選挙法に基づくこと、それから被選挙権の喪失によるものということで定められているところである。先ほどから出ている商売のことについて、特別な定めはないのかと思っている。例えばだが、今議員が1人欠員となっているが、それに至ったときも議会としては、本人は辞職という形をとったわけで議会としてやめさせるということの手続きというのは、手続き上はないという判断なので、今ほど話があった件について、先ほど尾形委員から資格決定のことについて、いわゆる兼業禁止該当の場合においては資格決定という手続きを経て議員側からそのことを議会の判断に委ねられるとあるわけだが、この資格決定についてはいわゆる2項目について、被選挙権の有無のうち、住所要件及び年齢要件の適合性であるとか、他先ほどの兼業禁止規定に該当するというようなことのみが、この資格決定について議会の判断ということができるというふうに判断されるのでないかなと思っている。

尾形 修平 私さっき言ったのは極論の話で、それ以前に仮にそういうことがあった場合には、地方自治法でいうところの132条の懲罰というのがあるので、もちろんそれを経たからの話になるので、今みたいな案件が再び出てきたときには私は懲罰の動議を出して、それをしてからで最終的にそれも無視してするようになればそういうことも必要なんではないかなって言ったので、基本的に決まっている順序にそってやればいいだけの話なんであって、それは皆さん当然自覚していることだというふうには私は思っているが。

事務 局長 説明が足りず申し訳なかった。今おっしゃられたとおりでありますが、ただ1点、懲罰についてはさっき申し上げたとおり、先の事件についても調べたところ、それは議員として議会での活動においてのみ問われるということであったので、議場外で個人が行ったものについて問うということがおそらく難しいだろうという判断でないかと思う。また、先ほど来、尾形委員からお話があったとおりで、個々具体的にこれはどうだということがやはり皆さんで話し合われて、行われていく。その中では他市の例でもあるとおりで、皆さんで話し合いの結果、辞職勧告決議だとか、そういったことにつながっていくのかなと思っている。

平山委員長 先ほど来、検討点の就任しないものとするに就任しないように努めるというのが二つ出ているが、皆さんの大半の意見を聞きたいと思う。
就任しないものとするに賛成の方、手を挙げてくれ。

(挙手)

平山委員長 就任しないように努めるというのに賛成の方どうぞ。

(挙手)

平山委員長 就任しないものとするのが多いみたいなので、そうしたほうがいいと思う。いかがか。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 そして次の申し合わせとして定めるということについてはどうか。

佐藤 重陽 ただ申し合わせというのは極力私は少なくしたほうがいいと思う。申し合わせ、申し合わせでそういうものがたまってくと議会というのはやりづらくなっていくから。
平山委員長 これで問題なければ次する。いいか。この件については以上とする。

協議事項(2) その他

平山委員長 次に(2)その他についてを議題とする。「兼業の禁止」地方自治法第92条の2についての、総務省による「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」を説明願う。

事務 局長 これは先ほどご質疑の中で申し上げたとおりである。請負ということについての理解だが、その請負は広く取引もあたるという考えの中では重要な項目が、一定の継続性を伴うものについては、売買であってもそれは該当するということだが、1回限りであるとか、そういった単発のものについてまでこの請負の禁止にあたるものではないという判断のことが1点と先ほどご説明申し上げておおり、補助金等であればそれが継続性に当たらないわけであるので、はっきりそれは贈与にあたるということでの兼業規定にはあたらないということのご理解をいただければと思っているところである。

平山委員長 この件に関して皆さんから。

尾形 修平 指定管理者の指定を受けている団体の役員にはなれるということ、さっきの局長の話だと。例えば今まほろぼとか、指定管理を受けている団体いっぱいあるけど、その役員にいても全然問題ないという解釈だよ、さっきの説明だと。

事務 局長 通達からはそのように読み取れるということである。ただ、本会議の質疑の中でもあったとおり、やはり自分のことを自分が決めるというのはいかかなものかという話の中で議論があったのでなかったかなと思っている。

佐藤 重陽 私も不思議だなと思しながら局長の言うとおりで。だからこそ基本条例であるとか、我々自身を戒めるための条例というのは大切にしたいほうがいいのかなと。そして確かに上位法と触れるかどうかとその辺あるが、これは村上市の議会としてのひとつの法規なんだということで結論は出るんでしょ。裁判で争うなら争えばいいし、そうすれば法に触れるか触れないかという話になるけど、そうじゃなくて我々大事なものは市民から見たとき、また我々議員として活動するときに仕事に支障のないような立場を維持しなきゃいけないわけなんで、そういうための条例なんでないかなと考えているので、指定管理のことを考えたらおかしいと思ったけど、それはそれとしていいのかなと、さっきも言ったけど条例は条例なりに強い拘束力がある部分もあるので、だから条例を大切にしたいと思う。何言いたいか忘れてしまった。

長谷川 孝 山北産業振興公社があるが、それ板垣委員は何かの役をやっていたけど、大分前だけ指摘されてやめる経緯があったよね。

(「あれは第3セクターだ」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 それと指定管理というのは違うんだけど、実はゆきわり荘というところが指定管理を受けたんだよね、直営やっていたんだけど。指定管理者が見つからないで俺新潟から連れてきた経緯がある、指定管理。ところが、そのときにも言われたんだけど役員になってもらえないかと新潟のほうから言われたが、私は予算を審査しないといけない立場だから要するに予算書の中で、指定管理料というのが出てくる場合には、やっぱりこれは道義的に無理だと断ったいきさつがある。個人の勝手でしょという部分で済まされるのかどうかというのが非常に問題でないのかなという部分がある。どうなんだろう。

(「解釈の中ではOKだ」と呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 OKなんだけど、これを今言ったように道義的、村上市の市議会議員としてまた村上市の市民感情として、そういうことを考えたときにどうなのかということを経験とは違ってもいいけど、基本条例的なものが我々を戒めるためには大切になってくるんじゃないかと思う。

事務 局長 先ほど早口で申し上げたんで、総務省からのものについては1ページ目の後段3行のところに指定管理者の指定については議会の議決を経たうえでということで、今ほどご議論があったようにそれが指定管理として受けられるか、受けられないか、その方が責任者になっていたときに、それが指定管理者として適当かどうかというのは議会の議決を経るわけだから十分審議されて、議会が決めるということにおいてのある意味担保されている部分があるということの考えではないかと思うし、またここで、ただそうとは言っても下から2行目のところでは、特段の事情がある場合を除きとあるが、この特段の事情というのがどういったものにあたるのかというのは、それもおそらくは議会での議決を経るまでの間で議論されるのだろうと。以上だ。

平山委員長 このことについて他におっしゃりたいことがあったらどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 以上のとおりとする。

その他

平山委員長 次にその他についてを議題といたす。

事務 局長 資料を用意していないが、今ほどの兼業の禁止のお話が出て、経済建設常任委員会の決算審査の中で出たときにいわゆる補助金の内容であった。補助金の内容を審査するときにその補助金を受ける事業体の役員をしている議員がいるということのお話があったわけであるが、その審査する場面においては除斥の対象になるのではないかということの質問を受けたところである。兼業禁止の話もあったので、これについて調べたところを申し上げさせていただきたいが、除斥は誰に対して適用されるかということであるが、これについては、予算に絡むものなので予算案というものについて、これについては予算が各項目ごとに分割して議決されるものではなくて、不可分一体のものとして全体について議決されるものであるから、これについてごく一部について利害関係のある議員がいる場合であっても、これは除斥されないと解すべきと判断された事例があるということで、今までも予算について、補助金についてはこの判例をもって今まで関係する議員がいても除斥には扱わずに、ご審議いただいて議決をさせていただいたところである。ご質問のあったように一部その予算の中の補助金ということの一部のことについて関係する議員がいてもこれについては、除斥にはあたらないということであろうと思う。ただ私がその議員さんにお答えしたときに、例えばこれは一体不可分のものということでの考えであるので、多分その議案がその補助金1点のみでの、例えば、補正予算であるとか、だったときはまた扱いとしては協議になるのではないかと思う。

平山委員長 皆さんわかったか。疑念があったらどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 この件については以上とする。最後に次回委員会の開催・・・その他・・・

佐藤 重陽 局長には何日か前にちょっと話したが、皆さんの理解を得て、議長にも是非一緒になって努力していただきたいなと思って提案だが、議会基本条例の中に第18条で出てく

るが、議会図書室のことである。地方自治法でも定められているが、実は調査研究に資するため図書館は大事だなんだと言うが、実は私も今まで気なしだったが、局長にもちょっと愚痴を言ったが、あまりにも参考文献が古すぎて、今の地方自治法や会議規則に沿わないものだから調べてこれでいいと思うと実はもう法律変わっていたというのはほとんどと言えればいいのかな。参考文献はほとんど近年入れてないと思う。だからなんとか図書室を図書室らしくというか、我々は調査研究をするために資する場所だとか言っているわけですし、一般市民も活用していいとなっているから、ぜひともその文献、資料を揃えるような形でお願いしたいなど、必要であれば図書選定委員も決めていただいて、ある意味毎年こう継続して購入していくとか、揃えていくようにお願いしたいなどということである。いかがか。

平山委員長
事務 局長

このことについて皆さんから何か意見あったらどうぞ。

ご指摘いただいたとおりで、先般お調べいただいた中で資料の加除がされていないものがあったし、お探しのものに及びつかなかったということでご指摘いただいて大変申し訳なかった。この議会の図書室の充実についてはおっしゃるとおり事務局のほうでも課題として考えていたが、具体的に対策をしてこなかった面がある。おっしゃるとおりであるので、予算面、財政の面でも案を整えて、また皆様のほうにお諮りいただいて、議会費ということになるかと思うのでその点検討してみたいと思うし、また今ほどお話あった提案のあった図書選定委員については私も不勉強でわからないものであるのもので、もし教えていただければ他市の例とかあるのであれば、大きい議会かもしれないが、調べて、体制について皆様にお諮りいただくような形でご検討いただければいかがかと思う。

佐藤 重陽

図書選定委員についてはあまり大げさに考えなくていい。俺が言う図書選定委員というのは議会事務局だけでいい書物を選べというのも大変かなど。であれば、議員の中から何人か使って事務局と一緒にこういうものがないんじゃないかって相談する相手がいればいいのかなどと思ったので、図書選定委員という言葉を使っただけで、それが必要だとかどうしてもこうしなきゃいけないとか、そういうつもりで言ったのではないので。

事務 局長

それともう1点だが、図書の充実が予算的にも厳しいことが当然あるので、その意味でもご活用いただくように、パソコンを設置して、いわゆる情報系であるのでパソコンでもお調べいただけるようにしているつもりであるが、それが十分活用できるようにこちらでもセットアップなり、その使い方なりをご相談していただけるような体制をとるようにしたいと思っている。

平山委員長

佐藤委員、今の回答でいかがか。

(「結構である」と呼ぶ者あり)

板垣 一徳

先般先生方頼むって、報酬審とかご苦労かけることになっているが、その後の経過少し説明してくれ。

平山委員長

まだ1回も開いてない。先生方の・・・

長谷川 孝

それは今、取りに行ったから他のことで。板垣さんから長谷川は基本条例作ったみたいなことをずっと言われて・・・

(「委員長した。4年間かけて作った」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝

作った割にそれを活用しているかといったら、ほとんどしてないような状況の中で、議長にちょっと聞きたいが、一般質問で農業委員が農業委員会に対して一般質問したことがあったよね。それと今回の場合の監査委員が賛成討論をしたというようなもの

に対して議長としてどのように思っているか。

三田 議長 これは私もいろいろ考えているが、一般質問に関しては、長谷川さんは十二分にご承知だと思うが議員の特権であるということからして、範囲を超えるか超えないかの問題だが、できるだけ尊重したいというのが基本的な考え方である。それと監査委員が賛成討論をしたという問題、今回のことについても問題にしている方々がおられるようだ。範囲に触れる触れないということの問題だと思うが、あの賛成討論については監査委員の範囲を超えるものではないという認識を持っている。

長谷川 孝 わかった。それと今回議第96号、賛成討論反対討論ありながら議論したわけだが、最終日のときに私の希望としては、議長に最後に一言申し上げますという形で理事者側に今後二度とこういうような再発防止を含めて、きちんとやってもらいたいという一言を期待していたがなかったの、それに関してどのように感じているのか。

三田 議長 そのことについては議会の審査を経て、議会閉会後に市長を議長室に呼んで副議長、局長立ち合いのもとで嚴重注意ということで再発防止策を含めて申し渡した。

川村 敏晴 ネクタイの件だが、小さいことなのかもしれないが、委員会及び議会で必ずネクタイをしなければならないというような申し合わせとかルールってなかったと思うが、この辺の共通認識を。

事務 局長 この度のことについては、5月に議員への案内で去年と違って5月15日から9月末までをクールビズ期間としということで、クールビズ対応のお知らせをしたところだ。私ども事務局のほうも去年が10月末までであったので、そこをちょっと事務局のほうでも取り違えをしまして、今回についてはこの5月8日が出ているわけだが、再度皆様への案内はしなかったところである。私も10月までと思っていたので、ネクタイをしないで登庁してしまったというところで、お詫び申し上げたいところだが、今ほどご質問のあった、書きものとしてネクタイ着用であるとか、そういったことがあるかと言われれば確かなのではないか、品位の保持については記載されているので品位の保持において、皆様の申し合わせ、共通理解の中でネクタイ着用であるとか、そういったことについては共通理解いただいているところだろうと思っている。

佐藤 重陽 私の記憶だとそういう書きものはないはずだし、品位の保持の問題でジーパン議員が新潟で問題になったのがあったが、あれと同じ理屈で男性は背広ネクタイ着用ということが、公務、準公務では必要だということは私は言われてきた。公務というのは何かというと当然正式な本会議と正式な委員会、準公務というのは全員協議会とか、市政協議会とか委員会の協議会が準公務だというふうに言われてきて、そのときには基本的には背広ネクタイ着用だという解釈。その開会后、委員会だったら委員会開会后上着は脱いでいいよというような教えできたものだから。書きものでは確かないと思うが、そういうことなんだろうなと。私の記憶だけの話を今しているがそうだったと思う。

川村 敏晴 明日全員協議会もあるので、例えばクールビズ入る、クールビズから戻るときにいちいちそういう部分を発信してもらったほうがトラブルがなくていいのかなと思う。

佐藤 重陽 当委員会の委員長は当初から、この委員会の目的は議員定数と議員報酬と言ってきたが、それはそれで委員長の考えでいいが、今私言いたいのは、毎年特別職の報酬等審議会があるわけだが、過去は議会も一緒にかけていたので、どうであれ来年再来年になって定数変えました、議員報酬どんとこうなりましたなんていうわけにはいかないので、毎年議員報酬も報酬等審議会にかけるような形で私はいくべき、いったほうがある意味ではいいのではないかなと思うので、そんなことも検討していただきたいと

思う。

三田 議長 行政からもそういうようなお話をこの改革の委員会の審議中にもいただいたことがある。必要なことだと思うので会派代表者会議か議会運営委員会か、佐藤委員言われた意見を踏まえて、そこを経て決定すれば申し出する。

事務 局長 戻るような説明になってしまって大変申し訳ないが、この報酬の議論を本委員会ですていただいていたときに、報酬については基本条例にあるとおり、議会で検討し、それを市民のほうにも出してということだったので、そうであるならば人事院勧告等に基づいて行われるというようなものについてはこの基本条例にはあたらないというようなご議論が必要なかなと思うので、その点のほうも考えていただきたいと思う。今までのご議論であればこれは議会で検討したうえで市民にも意見を聞いたうえで決定するという流れであったかと思うので、それが本来の検討の仕方ではないかと事務局では思っている。外部委員ということで、知見の活用ということで定数と報酬について調査いただく件については、日程としては3回を予定している。第1回目は今週の木曜日である。10月18日に第1回を開いていただいて、知見の活用で調査をいただくわけだが、この調査にあたってはこの18日の午後2時から合同の調査というような形をとっていただこうと思っている。第2回目については、11月8日木曜日そして第3回が11月29日木曜日、今のところ予定しているのはこの3回で、合同調査の中でできれば委員の中から座長を決めていただいて、一定のまとまった調査結果をいただければありがたいなと思っているし、それぞれの委員さんの意見が調査結果出るわけなので、その内容については先般ご質問いただいた中でもこちらからこういったもの出してくださいということは申し上げていないので、その中ではどういったとりまとめ報告書になるかというのはまだ見えていないところであるが、日程については今ほど第3回を予定しているということである。

板垣 一徳 局長確認だが、合同調査というのは私どもは関係ないんでしょ。

事務 局長 外部の委員という表現をされているが、自由にというか専門的な調査をいただく中では議員は入らないほうがいいだろうということを経験していただいたので、そういった進め方をしたいと思うが、ただ第1回目についてはお集まりいただく中で、委員長、議長と出ていただいて今までの経緯とか、これからの依頼だとかあるので前段について個別具体の調査に入るまでは出席していただこうと事務局では考えている。

板垣 一徳 確認だが、この3回、11月8日、29日という日程はおちたと思うが、これには私どもは参加しなくてもいいんでしょということ。

事務 局長 そのとおりである。

平山委員長 3回の審議が終わった後、一応結論出してそれを皆さんに見てもらおうという方法はとるが必ず。その後、パブリックコメントを申し受けるような形になると思う。報告は3月議会にして、まとめたいと思う。そんなことであるのでよろしく願います。

(「がんばってください」と呼ぶ者あり)

その他

平山委員長 次回の開催日時を相談する。

事務 局長 次回については、事務局案を固めていないが11月が日程込んでいる関係で正副議長の日程をもう一度調整して、後で皆様にお諮りさせていただきたいと思う。

板垣 一徳 11月12日の週にやっぱりここでみんなで私どもも都合があるのだから。議長副議長だけの問題じゃないんですよ。私どもが肝心なんですよ。ここで皆さんの意見を聞いて

11月にしていということになれば、じゃあどの週とそのくらいのことは決めるべきですよ。

尾形 修平 今日議論で倫理の件に関しては、ある程度方向性が出たわけだし、3つの知見の活用が11月29日になればある程度方向性が多分決まると思うので、私は基本月1というルールで今までやってきたが、それを待った後、12月に入ってからでも次回のやつはいいかと思うが、皆さんの意見を聞いてくれ。

平山委員長 尾形委員がそうおっしゃったが、いかがか、そういうことでそういう方向で。
佐藤 重陽 本当に議員定数と議員報酬の問題だけでこの委員会が終わるのであればいいけど、その辺だよ。でなければ毎月の中で懸案事項というのか、議会改革として基本条例を中心にやるということは決めたわけだが。

尾形 修平 佐藤委員から議員報酬に関してもという話を受けて、局長のほうからそうであれば21条も変えなきゃならないという話になるわけなので、それにしてもそれが出たのが今日の話で理事者側との協議もあるだろうし、それを例えば次回のテーマにするのは難しいかなど。次回の開催する目的があればいいが、今のところないかなど自分なりに判断した。だから先ほどのような提案をさせていただいたので皆さんの意見を聞いていただきたいと思う。

平山委員長 板垣委員は、どういう意味で今のことをおっしゃったのか。
板垣 一徳 月1とこの間決めたでしょ。だから11月にすると受け止めているから、12月になると本会議が始まる。この11月の月であれば8日に第2回目の先生方の話が終わるわけだ。だから11月12日の週にそういうことを中間報告でも私どもにお示しできる範囲があればこの週が一番いいんじゃないかというふうに私は発言しただけ。

事務 局長 それでは11月の週で皆さんの日程をお聞きしたいと思う。先ほど言ったとおり、行事がかなり入っているのをよけた形だが、早ければ11月の7日が午後から総務文教常任委員会の閉会中事務調査が入っているところであるので、7日の午前と9日が午前中に地域医療の閉会中事務調査が入っているので9日であれば午後、12、13日と広報特別委員会の視察が入っているが、広報の委員の方が・・・

長谷川 孝 3回向こうでやって、その後議員全員に決まったことを座長から発表してもらうことは考えていないか。

平山委員長 考えてはいなかったが、それは要望されるのであればこっちから頼んでみるが。
長谷川 孝 そのために万が一プラスアルファのお金かかるかもしれないということまで話したじゃない、前に。それもやるのか、やらないのかという話だったら中間報告なんて2回やってやるのよりも全部結論を出たやつを聞いたほうがいいんじゃないかなと思っただけ。やらないの。

事務 局長 事務局ではそこまでは考えておらず、取りまとめいただけるものであれば、取りまとめいただいたものを書面でもってこの委員会のほうに提出いただくというようなことを考えていた。

板垣 一徳 委員会に一回は報告しなければいけない。ここである程度絞り込んだものを全員の方にお示しをして意見を聴取するというのが普通だろう。そうすれば11月はしないのか。

事務 局長 11月の日程が、14日が市議会議長会フォーラム、15日が羽越本線、16日が事務局、20日がプレ議運が入ってくるので、あとは19日である。先般、今日の議題についても何をするのかということでご質疑いただいていたわけだが、正式にお決めいただかない中で皆様からお話があった件が、福利厚生ということが1点あったかと思うし、それ

から委員外議員の発言についても検討してもらいたいということが事務局にも寄せられているところであった。そのほか細かい点、議会運営委員会に関わるものだろうということもあるので、その点整理をしておきたいと思うが、今ほどであれば大きな括りであれば福利厚生、委員外議員の発言についてどうするかとか、すでにご議論いただいた中ではあるが、正副議長の常任委員会の就任のことは一旦は決定みたが、同一の委員会へは所属しないことについては具体的なまだ検討されていなかったところであったかと思っている。お決めいただくのであれば次回としてそういったこともまた他方で知見の活用の検討いただいている中で、その間まだこの委員会でご審議いただく件も残っているのだろうと思っている。その他また先般お話があった通年議会の関係、今議会運営委員会の委員長のほうで預かっていただいているが、その他外部監査について、先の市長からも検討するという事になっているわけだが、理事者側だけの検討に任せていいのかということとかもご議論がすべてが議会運営委員会にいけばいいが、通年議会については議会運営委員会に預かり、外部監査については先般お話がなかったかと思うので、そういったこともお話いただければかなと思っている。19日でいかがか。

長谷川 孝 やることがあるということなわけだから、それを次になってからまた一からやるんじゃないかと、どのようなことを委員の皆さんで議論してほしいかと、会派で。そこまで全部含めた中で、ちゃんと案内よこしてくれ。そうでないともう・・・

佐藤 重陽 今のは了解した。さっきの気になったが議員報酬の書いて、報酬等審議会にかけてもらったほうがいいんじゃないかと言ったが、基本条例の中の21条に抵触する、今度変えなきゃいけないんじゃないかというけど、俺全然変える必要ないと思う。21条に出てくる議員活動の評価等に関して、市民意見の聴取に努めるものとするところがあるが、解説の中にもあるように評価等の情報収集に努めながら決定すると、決定するのはどこかといったら議会として決めて、それを審査してもらわなければならないので、問題は情報収集ということについて、議員の各々皆さん聞いて回ると言っているのか、議会としてこれを情報収集するという事に特に規定していないので、それこそなんとでもとれるような条例にしかなくていいわけなので、これを市民と情報収集という言葉に文字にとられる必要はないんじゃないかな。だからそれを変えないと報酬等審議会に諮れないということになるとそれはちょっとおかしいんじゃないかなと思うが。

板垣 一徳 自分たちの議会議員の報酬は議員が議決するんです、最後に。だから条例改正しないといけないので、だからそれは議会が責任をもって自分たちで自分たちの報酬というのを定めるべきというのが基本的な考え。

佐藤 重陽 だからそのひとつの目安として、特別職もそうだが報酬等審議会に諮るわけじゃないか、報酬等審議会に諮るというのがひとつのハードルで、我々が決定する前段のひとつの目安であって。

板垣 一徳 佐藤委員が言うのは、報酬等審議会にかけるのは、例えば国から特別職の報酬が何%上がるという場合はこれは報酬等審議会にかけなきゃいけない。私どもは市長がかける、議長がかかるんじゃない。それで私どもは上げれということも要求もない。下げれという要求もないわけだから、報酬等審議会にあげてやっても、じゃあ報酬等審議会では何を議論するのかってなる。

佐藤 重陽 それは特別職のはわかる。そこに合わせて議会もお願いしていた経緯があると思う。これは今ずっとしていないが、お願いしていた経緯があるのでそれがひとつの我々としての市民と情報収集の手段にもなるだろうし、具体的には皆さん各々聞いて回って

いいか悪いか、聞くのもひとつだし、議会としてそれはそのアンケートとるのもひとつかもしれないけど、私が言いたいのは、基本条例の第21条の中にある議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるというのは、議会としてこういうことをやれと限定されたものではないのではないかと、もっと弾力的になってるものなんだから、それこそ決めるのは議会で議決するわけで、その前段もいくらするかっていうのは議会で決めなきゃいけないわけだから、そういうものは常識的な判断の中での報酬改定になっていくのだから、要するにこれから今後のため、将来のためにいくらする、がんと上げようなんていうのではないから、だからそれが世の中のひとつの目安として報酬等審議会に、格好には議会として三役のに合わせて一緒をお願いしていたわけだから、報酬等審議会に諮ってもらっていたわけだから、それを今年も総務課だったか総務課長から議長が来てると言っているわけだから、だから今年はそういうものにいきなりどんとするのはなくて、そういうものは段階的にやはり毎年見直して、本来は行くべきものなんでないかなということ、私はさっき議長と局長に言ったのはそういうつもりで言った。

三田 議長 佐藤委員が言うことは十二分に理解できるが、今知見の活用等々でやっているの、その辺の整合性も含めて検討していく。せっかく今知見の活用ということでご審査これから3回やっていただくわけだから、それらの経緯を見ながらそれを皆さんに諮っていきいたいと思う。

平山委員長 次は11月19日でもいいか。
(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 それでは次回の開催は11月19日午後1時半からにするのでよろしく願います。なお本日の委員会の結果については委員の皆さんから各会派にご報告くださるようお願いする。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。
(午前11時45分)